

II 審理の対象とした番組

『バンキシャ』は、日本テレビが毎週日曜日午後6時から6時55分まで放送している生放送の報道番組で、2002年10月6日に開始された。番組コンセプトは「3日後の真実を伝える」ことにあるとされ、その意味するところは「毎日のニュースで伝えきれないものや、視点を変えて追加取材をすることで見えてきた事実を伝える」「『番記者』のように徹底的にある事象に食らいついて、その真相をえぐり出す」ことにあるという。

今回、委員会が審理の対象としたのは、『バンキシャ』の次の2番組である。

1. 08年11月23日放送のなかの「独占証言……裏金は今もある」

午後6時28分頃から約17分間放送されたコーナーであるが、岐阜県と山口県の裏金問題を含む4つの自治体の裏金問題を取り上げており、以下の7つのパートからなる。

- ①番組キャスターが銀行のキャッシュカードを手にし、『バンキシャ』のスクープです」と始め、「ある自治体の裏金が入っている口座のキャッシュカードの実物です」「いまなお裏金が存在することを『バンキシャ』がつきとめました」「裏金の使い道は大型テレビに乗用車。衝撃の実態をご覧ください」と前振りを行う。
- ②京都府の裏金の実態として、金庫内の現金、机の引き出しのなかのビール券の映像とともに、職員の「深くお詫びするしかない」との発言を伝えている。
- ③愛知県が国の補助金を目的外に使用したという不正経理の事案を報じている。図書券、電子レンジ、自転車、カーナビ、椅子、掃除機、ゲーム機付DVDプレーヤーなどの映像を映し出し、県の職員の「裏金といえば裏金といわれても仕方がないかな」「残業のときに温かい物を食べたい」「(カーナビは) あればあったで便利」「掃除機じゃないとなかなか(きれいに)ならない」「(DVDプレーヤーは) ゲームとしては使っていない」などの発言を伝えている。

これに対し、「腹が立つ」「憤りを感じている」「ムダ遣い」との市民の怒りの声が紹介される。

- ④のちに虚偽の証言であることが判明した岐阜県のケースだが、本件放送中でもっとも中心となるパートである。

建設会社役員だという情報提供者がインタビューに答え、「平成20年11月5日、岐阜県土木事務所の担当者に対し、200万円を振り込んだ。架空工事により裏金を捻出し、県から指定された裏金口座に振り込む。県職員個人に車を買ったこともある」などと告発証言を行った。顔にはモザイクがかけられ、ボイスチェンジをし、身元がわからないように加工されている。映像は告発証言の証拠として、先ほども

タジオの番組キャスターがカメラに向かって指し示した銀行のキャッシュカード、裏金口座に振込送金をした入出金記録、裏金口座の残高を示す取引明細票などを映し出す。

つづいて岐阜県職員の「いまのところ（裏金は）ないと考えています。自主的な調査に取り組んでいくということになる」旨の発言を伝える。

- ⑤山口県のパートで、業者の告発証言を紹介している。『バンキシヤ』が行った全国自治体アンケートの山口県の回答（注＝裏金はありますかの質問に対し、「ない」と答えたもの）を映したあと、山口県庁に事務用品を納入していたという業者が「10年前に裏金で大型テレビを買い、県職員の自宅に届けた」などと証言するインタビュー（モザイク・ボイスチェンジをしたもの）を流した。

これに対する山口県職員の「裏金はないと認識しています」との発言も伝えている。

- ⑥裏金で作られる理由として、業者は自治体から仕事が欲しいこと、県には国の補助金を使い切ると、次の年度も予算がもらえるという考えがあること、国は予算が余ることは避けたいと考えていることなど、業者、自治体の知事、元官僚等の発言を通して、裏金問題の土壌となりやすい県と中央官庁の関係を示唆している。

- ⑦スタジオにカメラが切り替わり、2人のコメンテーターが複数年予算の制度改革の必要性や、裏金作りに関して成立しうる犯罪の説明をしたあと、番組キャスターが「国民の納めた血税のこんなあきれた使い方。絶対に許されるはずはありません」ときっぱりと言い、本件放送を締めくくる。

委員会は、虚偽の内容を含む本件放送がどのような経緯で放送されることになったのか、その企画・取材から放送決定までの全過程を調査し、放送倫理上の問題を検証することにした。

2. 09年3月1日の訂正放送

本件放送の4つの自治体のケースのうち、岐阜県の裏金問題について訂正したもので、番組冒頭の1分45秒間を使って放送された。

しかし、その内容は、情報提供者が告発証言を翻したこと、その当の人物が公金詐欺事件で逮捕され、岐阜県からは偽計業務妨害罪で告訴されていることなど、その悪質さを伝えることで、あたかも自分たちは騙された被害者であった、と釈明しているようにも受け取れる。

委員会は、番組が虚偽の事実を伝える結果となり、意図しなかったこととはいえ犯罪の手段に使われ、県の業務妨害という結果ももたらした事実を照らして、本件訂正放送が訂正・取消しの放送として適切なものであったのかどうか、視聴者に対し十分

な説明をし、誤解を解いたものであるか否かについて、放送倫理上の問題を検証する必要があると判断し、審理の対象に加えることとした。